

知的財産 -Intellectual Property-

Newsletter

〈2017年1月号〉

知的財産Newsletter創刊号巻頭言

畑 郁夫

Ikuo Hata

PROFILEはこちら

1 はじめに

この度、私どもは、このようなニュースレターを継続的に発刊いたし、広く当事務所をご利用いただいている顧客各位ほか皆様方にお届けすることいたしました。編集方針や内容につきましては、いずれ皆様方のご意見もお聞きしてよりよいニュースレターにしたい所存です。どうかご愛顧のほどをお願いいたします。

手前味噌ではありますが、執筆に携わるメンバーは当事務所の国内外の知財案件に携わる弁護士の中からテーマに相応しい者が担当することにしております。改めて予定メンバーを見ますとほぼ全員が海外留学経験があり、年齢のバランスも均衡しております。どうぞ気楽なお気持ちでお読みいただき、何かございましたら、遠慮なくご連絡ご教示のほどをよろしくお願いいたします。

2 ご挨拶代わりの話

折角の機会ですので、知財関係実務に関連して、2点だけ、筆者のとりとめない最近の所感を記させていただきます。私ども実務家は、たまにこのようなことを念頭におくのも必要かと思つてのことで、他意ありません。

(1) 皆様ご案内のとおり、今や知財関係法は電子技術の革命的発展に伴って「情報」という概念で括られたオーバー

ザワールドな規範になりました。そのため、技術そのものに携わられる（殊に若い）方はもとより、企業法務に携わられる方々におかれても、時に、ご自分を技術上、法律上益々特化させたいというお気持ちになられると思います。それは21世紀を生きる者として至極ごもつともなことです。私ども法律実務家もまた然りであります。ただ、留意したいのは、特化されるのは当然のことですが、その先端規範を知っているだけでは、将来、何か、その分野で新しい応用問題が生じた場合の解決には、いささか心許ないです。やはり基礎的な法的思考（具体的には民法・民訴法で教わる考え方自体）をしっかりと弁えていることが不可欠です。また、高度な電子技術にせよ知財法規にせよ、これらは、いずれも所詮理系や文系の区別のない地球上に生まれてきた同じ人間の所産です。そして、人間は社会の中で生きる限り一定のバランス感覚や正義観、良心を有し、また人間としての誠実さ、謙虚さなどを備える必要があります。簡単にいえば、一定の教養、常識、つまり、「リベラルアーツ」が大切です。法律家はこれを「コモンセンス」とか「リーガルマインド」とも言っております。人は、これらとともにこそ、社会的信用を得、相応の業績、成果を残し、よって、人のために尽くせるのだと思います。現代に生きる者は、時に原点にもどるべきであると思う次第です。

以上、難しげなことを申しましたが、筆者が上記のような徳

目を備えているわけでは決してありません。せいぜい努力目標にしている程度です。

(2) 次に、話変わって、今のように知財情報（デジタルテクノロジー）社会が進んで参りますと、その行く末はどうなるのでしょうか。これも大変興味深い問題でありまして、以下に記しますことは、実は、近時、米国を中心として台頭してきた思想ですが、現在日々忙しく生きている私どもも決して無視できない考えかと思われまます。

結論から先に申しますと、今の知財情報社会がこのまま発展していきますと、これまで普通の法学徒なら誰でも学んで来ましたが「契約の自由」や「私的所有権の保障」を根幹とする近代市民法制度上の法体系そのものを揺るがすことになりそうです。

具体的には、今でも既に例えばパソコン等を使って無料（ただ）でいつでも無制限に双方通話を映像付きで利用することができ（スカイプ）、現に筆者も利用しています。便利重宝です。この現象を経済学的な観点からは「デジタルの情報伝達技術は限界費用をほぼゼロにした」と言えます（「限界費用」とは

物やサービスを一個生産する場合のコストのこと）。つまり、人は格別の対価を支払わずにサービス提供者の立場からは、格別対価を請求せずに前記のような便利なサービスを利用し、提供できるわけです。そして、このような経済現象は、先に述べたような近代市民法秩序を無視して成立しているともいえます。これはやがて無料で「再生エネルギー」の利用・提供や「輸送（3D プリンターやドローン）」の利用・提供ができるということにも発展すると予想されており、このような社会経済上の仕組みは「協働型コモンズ」社会とも言えます。もはや「等価交換」や「(有体物や無体物の) 私的所有権」といった概念を云々する必要もなくなりそうに思われます。さしあたりは夢のような話ですが、スカイプの例でもわかるとおり、次第に現実のことになりつつあります。

人類社会はこれからどんな法的社会的秩序のもとで生きて行くのでしょうか。時には空想でもよろしいから考えてみてほしいことと思います。なお、このニュースレターは今後も「無料(ただ)」です。(笑)

(注記: 2(2)項は、我が国知財学会の第一人者であられる中山信弘 東大名誉教授のご論説、ジェレミー・リフキン著・柴田裕之訳「限界費用ゼロ社会」(NHK出版・2015年10月刊)、前記の本の紹介をされている松島倫明 NHK出版放送学芸図書編集部編集長の書評等に負っています。)

Contents

- 1 | **人工知能(AI)の作成・保護・利活用に関する法的検討がスタート** 
- 2 | **均等の第1要件の充足を肯定して均等侵害の成立を認めた事例**
東京地裁(40部)平成28年10月14日判決 
- 3 | **特許出願がサポート要件を満たしていなかった事例**
知財高裁(4部)平成28年11月30日判決 
- 4 | **商標の審判請求手続において職権証拠調べの結果が通知等されなかったことが審決取消事由になった事例**
知財高裁(3部)平成28年10月11日判決 
- 5 | **編集著作物の編者の一人として記載されている教授は、著作者として推定されるものの、単なるアドバイザーの地位にあったもので著作者ではないとした事例**
知財高裁(3部)平成28年11月11日決定 
- 6 | **不正競争防止法2条1項3号の他人の「商品」への該当性について地裁の判決を取消し、その該当性を肯定した事例**
知財高裁(2部)平成28年11月30日判決 
- 7 | **図書館のデジタル化と著作権法** 
- 8 | **セミナー・執筆情報のご案内** 

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。

人工知能(AI)の作成・保護・利活用に関する 法的検討がスタート



重富 貴光
Takamitsu Shigetomi
PROFILEはこちら

内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部内に設置された「新たな情報財検討委員会」において、人工知能(AI)の作成・保護・利活用の在り方に関する法的検討がスタートしました。平成28年12月5日に開催された第2回委員会では、人工知能(AI)のうち「人間が知能を使ってすることを機械にさせようとする立場からのAI(いわゆる弱いAI)」に関する検討が行われました。

人工知能(AI)に関して法的検討を行うべき要素としては、大別して、①学習用データ、②AIのプログラム、③学習済みモデル、④AI生成物があるとされています。

第2回委員会では、第1に、機械が学習するためのデータ(学習用データ)を作成する段階においては、元となるデータに著作物が含まれる場合に、当該著作物を記録・翻案・提供する行為が著作権法上適法とされるための課題(著作権法47条の7以外の法的手当ての必要性等)に関する議論が行われました。

第2に、AIのプログラムに関しては、(1)AIプログラム作成のインセンティブを高めるために現行の特許法・著作権法による保護に加えて更なる措置を講じる必要性の有無や、(2)多くのAIプ

ログラムがオープン・ソース・ソフトウェア(OSS)として公開されている現状に鑑み、その利活用促進の観点から取引の仕組みをどのように考えるのかといった課題が示されました。

第3に、学習済みモデルに関しては、(1)その作成(機械学習)手法を「方法の発明」、「営業秘密」として保護することや、(2)学習済みモデル(AIのプログラムとパラメータの組み合わせ)が著作権法・特許法上の「プログラム」や、不正競争防止法上の「営業秘密」に該当するか等の問題意識が指摘されました。

第4に、AI生成物に関しては、(1)学習済みモデルから出力される判定・判断・提案結果を用いたサービスの提供を「ビジネス関連発明」として保護することや、(2)現行制度上は権利の対象とはならないとされている「AIの創作物」にどの程度法的保護を与えるべきかについての論点が指摘されました。

委員会は平成29年3月まで開催され、最終的にはAIの作成・保護・利活用の在り方に関する報告書が取りまとめられる予定です。委員会における検討状況は、以下の「こちら」からご覧いただけます。

検討状況は、知的財産戦略本部ウェブサイトに公表されています。詳しくは[こちら](#)

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。

均等の第1要件の充足を肯定して 均等侵害の成立を認めた事例

古庄 俊哉
Toshiya Furusho

PROFILEはこちら

東京地裁(40部)平成28年10月14日判決(平成25年(ワ)第7478号)裁判所ウェブサイト(半導体チップ製造方法事件)

本件は、「窒化ガリウム系化合物半導体チップの製造方法」の発明(「本件発明」)に関する特許権者である原告Xが、被告Y1が輸入して被告Y2に販売し、被告Y2が第三者に販売等した被告チップ(青色LED)の製造方法(「被告方法」)がXの特許権を侵害するとして、被告らに対して損害賠償を求めた事案です。

本件発明の構成要件は以下のとおりです。

A サファイア基板に窒化ガリウム系化合物半導体を積層したウエハーから窒化ガリウム系化合物半導体チップを製造する方法において、

B 前記ウエハーの窒化ガリウム系化合物半導体層側から第一の割り溝を所望のチップ形状で線状にエッチングにより形成すると共に、第一の割り溝の一部に電極が形成できる平面を形成する工程と、

C 前記ウエハーのサファイア基板側から第一の割り溝の線と合致する位置で、第一の割り溝の線幅(W1)よりも細い線幅(W2)を有する第二の割り溝を形成する工程と、

D 前記第一の割り溝および前記第二の割り溝に沿って、前記ウエハーをチップ状に分離する工程とを具備することを特徴とする

E 窒化ガリウム系化合物半導体チップの製造方法
裁判所は、被告方法は、本件発明の構成要件のうち「第二の割り溝」(構成要件C及びD)を充足しないとして文言侵害の成立を否定する一方、被告方法の「線状の変質部」は、構成要件C及びDの「第二の割り溝」と均等なものであり、その技術的範囲に属するとして、均等侵害の成立を認めました。

均等の第1要件(対象製品等と相違する部分が特許発明における本質的部分ではないこと)について、裁判所は、「本件特許の特許請求の範囲及び明細書の記載、特に明細書

記載の従来技術との比較から導かれる本件発明の課題、解決方法、その効果に照らすと、本件発明の従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分は、サファイア基板上に窒化ガリウム系化合物半導体が積層されたウエハーをチップ状に切断するに当たり、半導体層側にエッチングにより第一の割り溝、すなわち、切断に資する線状の部分形成し、サファイア基板側にも何らかの方法により第二の割り溝、すなわち、切断に資する線状の部分形成するとともに、それらの位置関係を一致させ、サファイア基板側の線幅を狭くした点にあると認めるのが相当であり、サファイア基板側に形成される第二の割り溝、すなわち、切断に資する線状の部分が、空洞として溝になっているかどうか、また、線状の部分の形成方法としていかなる方法を採用するかは上記特徴的部分に当たらないというべきである。」

「被告方法は本件発明の従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分を共通に備えているものと認められる。したがって、本件発明と被告方法との相違部分の本質的部分ではないというべきである。」

と判断して、第1要件の充足を肯定しました。

本件における均等の第1要件の認定判断手法は、知財高裁平成28年3月25日特別部判決(マキサカルシツール事件知財高裁大合議判決)が示した判断手法に従うものであり、同判決が判示した、均等侵害の第1要件における特許発明の本質的部分の認定手法、対象製品等との相違が特許発明における本質的部分であるか否かの判断方法(対象製品等が特許発明の課題の解決原理、特有の技術的思想を共通に備えているか否かを判断する)を下級審裁判所が適用した事例として実務上参考になると思われます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。

特許出願がサポート要件を満たしていないとした事例

黒田 佑輝
Yuki Kuroda

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)平成28年11月30日判決(平成28年(行ケ)第10057号)裁判所ウェブサイト(潤滑油組成物事件)

本件は、原告Xが出願した発明の名称を「潤滑油組成物」とする特許出願(「本出願」)に関する拒絶査定不服審判の審決に対する取消訴訟です。審決は本出願の特許請求の範囲の記載がサポート要件及び実施可能要件を満たさないと判断しました。本判決は、取消理由のうちサポート要件(特許法36条6項1号)についてのみ判断し、特許庁の結論を支持して、Xの請求を棄却しました。

本出願の補正後の請求項1は、「尿素アダクト値が2.5質量%以下であり且つ40°Cにおける動粘度が25mm²/s以下、粘度指数が120以上である潤滑油基油成分を、基油全量基準で10質量%~100質量%含有する潤滑油基油と、下記一般式(1)(筆者注:省略)で表される構造単位の割合が0.5~70モル%であるポリ(メタ)アクリレート系粘度指数向上剤と、を含有し、100°Cにおける動粘度が4~12mm²/sであり、粘度指数が140~300であることを特徴とする潤滑油組成物」というものです。

本判決は、サポート要件の基準について「特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、発明の詳細な説明に記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲の

ものであるか否かを検討して判断すべきものと解される」と述べました。

本出願の明細書には、2つの実施例と4つの比較例が記載されていましたが、実施例は、潤滑油基油成分の基油全量に対する割合が100質量%のものと70質量%のものであり、基油成分が請求項1に示された下限の10質量%に近い場合の実施例は記載されていませんでした。

本判決は、明細書の記載から課題を認定したうえで、当該発明の課題が解決されたと評価するためには、製造された潤滑油の物性が、比較例に代表される従来の技術水準を超えて、実施例と同程度に優れたものとなることが必要とされると判断しました。

その上で、「一般に、複数の潤滑油基油成分を混合して潤滑油基油とする場合、少量の潤滑油基油成分の物性から、潤滑油基油全体の物性を予測することは困難であるという技術常識」を認定したうえで、これに照らすと、請求項1で示された潤滑油基油成分を、基油全量成分のうち、数値範囲の下限である10質量%に近いような割合でしか含まないような場合にまで、発明の課題を解決できることは明細書の記載からは認識できないと判断しました。

本件は、数値限定発明におけるサポート要件の充足が認められなかった事例として参考となると思われます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければ存じます。

商標の審判請求手続において職権証拠調べの結果が通知等されなかったことが審決取消事由になるとした事例

長谷部 陽平
Yohei Hasebe

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)平成28年10月11日判決(平成28年(行ケ)10083号)裁判所ウェブサイト(マスターズ事件)

本件では、商標法4条1項15号、同19号等に該当するとして登録商標(「コナミスポーツクラブマスターズ」)につき無効審判請求(本件審判請求手続)がされたところ、本件審判請求手続においては、職権によりインターネット調査に基づく証拠調べ(本件職権証拠調べ)がされました。しかし、本件審判請求手続においては本件職権証拠調べの結果につき無効審判請求人(訴訟では原告)に対し通知等がされず、そのまま審決(本件審決)がなされました。そこで、訴訟では、本件審判請求手続に上記通知等の不履行に係る手続的瑕疵があるとして、本件審決の取消が争われました。知財高裁は、本件審判請求手続に手続的瑕疵があることを認め、本件審決を取り消しました。

判決は、本件職権証拠調べにつき通知等がされていないこと、及び無効理由の判断に際し本件職権証拠調べの結果が用いられていることを、それぞれ認定した上で、「本件審判手続に

は瑕疵があり、その瑕疵は、審判の結果である審決の結論に一般的に見て影響を及ぼすものであったものというべきである。このような場合、その瑕疵は、審決の結論に影響を及ぼさないことが明らかであると認められる特別の事情、すなわち、たとえ職権証拠調べの結果の通知がなくとも、これに対する反論、反証の機会が実質的に与えられていたものと評価し得るか、又は当事者に対する不意打ちとならないと認められる事情がない限り、審決取消事由となるものと解される」との判断を示し、そして、本件において特別の事情は認められないとして、本件審決を取り消しました。

本件は、商標の審判請求手続において職権証拠調べの結果が通知等されなかったことが審決取消事由となり得ること、その具体的な判断基準及び当てはめについて判断を示した裁判例として参考になるものと思います。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければ存じます。

編集著作物の編者の一人として記載されている教授は、 著作者として推定されるものの、単なるアドバイザーの地位に あったもので著作者ではないとした事例

平野 恵稔
Shigetoshi Hirano

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)平成28年11月11日決定(平成28年(ラ)第10009号)裁判所ウェブサイト(著作権判例百選第5版出版差止仮処分事件)

某東大教授(「Y」)は、編集著作物たる著作権判例百選[第4版](本件著作物)の共同著作者の一人であるとして、有斐閣(「X」)が発行しようとしている著作権判例百選[第5版]は本件著作物を翻案したものであるから、本件著作物の著作権を侵害する、などと主張して、この複製・頒布等を差し止める旨の仮処分命令を求める申立てをし、東京地裁が仮処分を決定し、保全異議においても原決定がこれを認可しました。本件は、Xが、原決定及び本件仮処分決定の取消しと本件仮処分申立ての却下を求めた事案です。

(1)知財高裁は、本件著作物の表紙には「A・Y・B・C編」と表示されており、本件著作物には、Yの氏名を含む本件著作物編者らの氏名が編集著作者名として通常の方法により表示されているとし、Yには、著作者の推定(著作権法14条)が及ぶとしました。

(2)その上で、知財高裁は、「編集著作物の著作者」とは、素材につき創作性のある選択及び配列を行った者であり、編集方針を決定した者は、素材の選択、配列を行うことと密接不可分の関係にあって素材の選択、配列の創作性に寄与するもので、その編集著作物の著作者となり得る、他方、編集方針や素材の選択、配列について相談を受け、意見を述べることや、他人の行った編集方針の決定、素材の選択、配列を消極的に容認することは、いずれも直接創作に携わる行為とはいえず、これらの行為をしたにとどまる者はその編集著作物の著作者とはなり得ないとしました。

(3)そして、知財高裁は、①本件著作物制作にあたり、Xの編集担当者Eと編者筆頭のA教授が、「Yは、編者としてはふさわしくないが、Yの地位や判例百選の性格などからYを編者から外せない」と考え、A教授がYに対し、あらかじめ原案作成に口出しし

ないように強く注意をしていたこと、Yより年少のB教授も、A教授の意向を受けて自らが中心的役割を果たすことを了解したことから、X、A、B及びYの間では、Yは「編者」の一人となるものの、編集著作物の著作物性の中核となる原案の作成に関する権限を実質上有しないか、又は著しく制限されていた、②実際、A教授の承認を逐次得ながら、B教授及び編集協力者であるD教授がまず原案作成をしたが、本件著作物の判例及び解説(執筆者)の選択及び配列の大部分はこの原案のままに維持されており、原案の完成度がかなり高かった、③この原案に対しYが意見を述べ一部採用されているが、原案の修正はB教授主導で行った、④原案をもとに、Y出席で編集会合が行われたが、ここでのYの役割は原案に賛同したという消極的・受動的な関与であり、仮に、Yの学識経験に基づき熟慮の上で賛同した場合にはYの創作性への関与を認めうるとしても、その程度は高くない、⑤その後の、各執筆者候補の要望、疑問等に対する対応、収録すべき判例の変更等での原案の修正におけるYの関与も同様である、としました。

(4)結論として、知財高裁は、Yは、その「編者」の一人とされてはいたものの、実質的にはむしろアイデアの提供や助言を期待されるにとどまるいわばアドバイザーの地位に置かれ、そのような関与をしたにすぎず、著作者として推定されるにもかかわらず、Yをもって本件著作物の著作者ということはできないと判断し、原決定と本件仮処分を取り消し、出版差止めの仮処分を却下しました。知財の学者として高名な方々のなじみ深い判例百選の制作への関わりが極めて詳細に認定されていて大変興味深い判例です。編集著作物の著作物性と著作者の認定の過程が大変参考になります。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。

不正競争防止法2条1項3号の他人の「商品」への 該当性について地裁の判決を取消し、その該当性を肯定した事例

廣瀬 崇史
Takashi Hirose

PROFILEはこちら

知財高裁(2部)平成28年11月30日判決(平成28年(ネ)第10018号)裁判所ウェブサイト(試験管型加湿器形態模倣事件)

本件は、試験管の形を模した加湿器(実際には複数種類、まとめて「X加湿器」)の開発者である原告ら(控訴人ら、まとめて「X」)が、被告ら(被控訴人ら、まとめて「Y」)に対し、Yの加湿器(「Y加湿器」)の形態はX加湿器の形態を模倣したものであって、Y加湿器の輸入及び販売は不正競争(不正競争防止法2条1項3号)に当たると主張して、Y加湿器の輸入等の差止め及び廃棄¹、並びに損害賠償を請求した事例です。

不正競争防止法2条1項3号は、他人の「商品」の形態を模倣した商品を譲渡、輸入等する行為を不正競争と定めています。原審である東京地裁(平成27年(ワ)第7033号)は、他人の「商品」に該当するためには、市場における流通の対象となる物(現に流通し、又は少なくとも流通の準備段階にある物)をいうと解するのが相当とし、X加湿器は、電源の供給を受ける構成が一般家庭において容易に使用し得えない開発途中の試作品というべきものであること、製品化の具体的な日程が決まっていなかったこと等を理由に、市場における流通の対象となる物とは認められないとし、「商品」該当性を否定しました。

これに対して、知財高裁は、「商品」に該当するには、資金又は労力を投下して取引の対象となし得ること、すなわち、商品化を

完了した物品であると解するのが相当であり、当該物品が販売されているまでの必要はないものと解されるとしました。さらに、知財高裁は、量産品製造又は量産態勢の整備をする段階に至っているまでの必要はないとしても、商品としての本来の機能が発揮できるなど販売を可能とする段階に至っており、かつ、それが外見的に明らかになっている必要があると解されるとしました。

そして、知財高裁は、X加湿器には、商品展示会に出展されているものがあり、商品展示会は、商品を陳列、宣伝、紹介し、商品の販売又は商品取引の相手を探す機会を提供する場なので、商品展示会に出展された商品は、特段の事情のない限り、開発、商品化を完了し、販売を可能とする段階に至ったことが外見的に明らかになったものと認めるのが相当であること、X加湿器の電源の供給を受ける構成を、被覆されたコード線などに置き換えることは極めて容易であること等を理由に、X加湿器の「商品」該当性を肯定しました。

このように本件は、不正競争防止法2条1項3号の、「商品」該当性の基準を明確化したものとして実務上参考になると考えられます。

¹ なお、差止・廃棄請求は保護期間が終了していることを理由に棄却されています。

[→ contentsへ戻る](#)

図書館のデジタル化と著作権法

橋口 瑞希
Mizuki Hashiguchi
PROFILEはこちら

鳥が伸び伸びと生きる自然な姿を学問用に初めてリアルに美しく描いた版画家は、1700年代に活躍したフランソワ・ニコラ・マルティネだと言われています。彼の作品を取めた『鳥類学』という本は、希少書籍として米国スミソニアン協会の自然史図書館に収蔵されていますが、世界電子図書館が創設されたことにより、歌をさえずるレモン色のカナリアの版画など、170点以上の作品が、世界電子図書館のウェブサイトで鑑賞できるようになりました。「世界電子図書館の開設は、世界の優れた図書館に収蔵されている数々の『宝』に、インターネットを通して可能な限り多くの読者が無償でアクセスできるようになることを目指した取り組みである」とフランスのル・モンド紙は説明しています。

2016年11月10日、欧州連合司法裁判所は、電子図書館の普及に伴い、既存の著作権法の解釈を拡張すべきであると判断しました。

電子図書館が未発達だった頃に制定された欧州連合の指令2006/115/ECの3条1項(a)には、著作物の貸与を許可、禁止する独占権は著作者に帰属すると規定されています。同指令の6条1項には、貸与に基づく報酬が著作者に支給されるならば、公共図書館が著作物を貸与できるような制度を欧州連合加盟国が構築してもよいと規定されています。

これに従い、オランダは、公共図書館が本を貸し出して管理機関に貸与料を支払い、管理機関が貸与料を著作者に支給するという制度を運用しています。ところが、この制度は電子書籍には適用されないと考えられてきました。そこで、オランダの公共図書館協会は、電子書籍の貸与も指令2006/115/ECにおける「貸与」に該当するとの確認判決を求め、ハーグ地方裁判所で訴訟を提起しました。ハーグ地方裁判所は欧州連合司法裁判所の判断を仰ぎました。

欧州連合司法裁判所のシュプナー法務官は、公共図書館が電子書籍を期間限定で貸し出すことは指令2006/115/ECに

規定されている「貸与」の定義に含まれるべきであるとの見解を示しました。理由は三つ挙げられています。

第一に、技術が急速に進化する中で著作権法の実効性を保持するためには、技術の発達や市場の状況を考慮して著作権法を臨機応変に解釈することが必要だとシュプナー法務官は述べています。

第二に、著作権法の趣旨は著作者の利益を保護することだとシュプナー法務官は強調しています。著作者への報酬を保証する6条1項が電子書籍の貸与にも適用されれば、著作者の利益がより確実に保護されるとシュプナー法務官は指摘しています。

第三に、図書館は、現在、電子書籍を貸与する許可を得るために個別に出版社と交渉していますが、許諾契約の締結に向けた交渉が難航する可能性があることを考慮すると、図書館が文化と科学の知識を広めるという重要な役割をデジタル社会でも果たし続けるためには、指令2006/115/ECの6条1項に基づく貸与制度のもとで図書館が電子書籍を貸与できるようにすべきだとシュプナー法務官は分析しています。

この上で、シュプナー法務官は、「貸与」の定義を電子書籍の貸与に拡張することが、著作権に関する欧州連合の指令にも「著作権に関する世界的所有権機関条約」にも抵触しないことを確認しました。

シュプナー法務官の意見を受け、欧州連合司法裁判所は、指令2006/115/ECの適用範囲から電子書籍の貸与を除外する決定的な根拠はないと判断しました。

社会に有益で画期的な技術の普及に伴って著作権法の解釈の変更を迫られた時に、欧州連合司法裁判所が何を重視しどのように著作権法を解釈するのか、その判断過程を本件から垣間見ることができます。

L'Unesco lance sa Bibliothèque numérique mondiale, Le MONDE (Apr. 21, 2009).
Vereniging Openbare Bibliotheken v. Stichting Leenrecht, Case C-174/15, ECLI:EU:C:2016:856 (Nov. 10, 2016).
Opinion of Advocate General Szpunar, Case C-174/15, ECLI:EU:C:2016:459 (June 16, 2016).

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには掲載されず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければ存じます。

セミナーのご案内

東京エリア

弊所主催セミナー

「国際ライセンス契約の戦略的実務 -中国ライセンスの課題とその解決策-」

日時 2017年2月6日(月)15時～18時

会場 AP東京丸の内

住所 東京都千代田区丸の内1-1-3

日本生命丸の内ガーデンタワー3階

司会 重富貴光

講師 林依利子 廣瀬崇史 長谷部陽平

※上記セミナーへの参加をご希望される方は、以下のメールアドレス宛てに御社名・御社ご住所・ご連絡先・お名前を記載の上ご連絡ください。

✉ IPnewsletter@ohebashi.com

※1月上旬に、弊所ホームページに上記セミナー情報を掲載予定です。

大阪エリア

日本ライセンス協会関西本部 月例研究会

「ライセンス契約と独占禁止法」

日時 2017年1月18日(水)14時～17時

会場 大阪科学技術センター404号室

住所 大阪市西区鞠本町1-8-4

講師 平野恵稔

※大阪エリアの各セミナーの詳細は以下のURLをご参照ください。

<http://www.ohebashi.com/jp/seminar.html>

大阪エリア

経営法友会 大阪月例会

「基礎から学ぶ! 商標権・ 著作権の実務対応」

日時 2017年2月6日(月)14時～16時

会場 ホテルモントレ大阪 14階 浪鳴館

住所 大阪市北区梅田3-3-45

講師 平野恵稔

※大阪エリアの各セミナーの詳細は以下のURLをご参照ください。

<http://www.ohebashi.com/jp/seminar.html>

大阪エリア

商事法務 大阪連続講座

〈集中講座〉

事業会社リスク管理のための契約書作成の実務 「ライセンス契約・共同開発契約」

日時 日時:2017年2月10日(金)13時30分～16時30分

会場 大江ビル会議室

住所 大阪市中央区農人橋1-1-22

講師 重富貴光

※大阪エリアの各セミナーの詳細は以下のURLをご参照ください。

<http://www.ohebashi.com/jp/seminar.html>

弊所では、ご希望の内容に応じて知的財産に関するセミナー・相談会をお請けしております。セミナー・相談会等のご希望がございましたら、以下のメールアドレス宛てにご連絡下さい。

✉ IPnewsletter@ohebashi.com

執筆情報のご案内

新・注解 商標法(上巻・下巻)

出版社 青林書院

発行年月 2016年9月

論文 「上巻 第32条 先使用による商標の使用をする権利」

執筆者 平野恵稔 重富貴光(共同執筆)

別冊パテント 第16号

出版社 日本弁理士会

発行年月 2016年11月

論文 「外国における特許を受ける権利・外国特許権の帰属を巡る紛争の日本裁判所への出訴について」

執筆者 重富貴光

→ [contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。